

令和4年度 第2回調布市バリアフリー推進協議会 議事録

開会

【事務局】

お待たせいたしました。定刻となりましたので、只今から、令和4年度第2回調布市バリアフリー推進協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の時間につきましては、会場の都合上、午前11時30分までとさせていただきますので、皆様の御協力をお願いいたします。

続きまして、委員の出欠等について報告をさせていただきます。

本日はB副会長、市民委員のD委員におかれましては、ご欠席の旨、連絡を頂戴してございます。

代理出席につきましては、

京王電鉄バス株式会社 F委員の代理としてG様に、

国土交通省関東運輸局 O委員の代理としてP様に、

東京都都市整備局交通企画課 Q委員の代理としてR様に、

警視庁調布警察署 M委員の代理としてN様に、

御出席をいただいております。

また、調布市福祉健康部長 Sの代理といたしまして参事のTが出席してございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、傍聴につきましては、先着10人まで受け付けることとしておりますので、予め御承知おきください。

それでは、ここでA会長から、一言御挨拶を頂戴したいと存じます。会長、どうぞよろしく願いいたします。

【A会長】

皆様おはようございます。中央大学のAです。

昨日、国の評価会議というものがございまして、過去3年間バリアフリーの評価をするという、そういう会議で、9回目になるのですけれども、数十ページのレポートが出てきたのですが、たくさんの課題が整理されて非常に良かったという、そういう印象です。

特に、新しい技術開発で1つだけ面白いなというか、大変興味深いと思ったのは「エキマトペ」という、JR東日本と富士通が開発したもので、例えば今変な音が鳴っていますがこういう音を全部文字として表す技術となっています。例えば、急ブレーキを踏んでいる電車の音などが、もし文字で表すとしたらどういうかたちで文字で表せるかということの研究したものです。AIを使っています。一度どこかで体験されるとよろしいかなと、そういう技術です。

それから、2点目の報告事項ですが、5月30日と31日、特に30日ですけれども、視覚障害者に向けた案内システムで「ShikAI」・ナビレンズ・歩行者ナビ等というものがありますが、具体的には、皆様ご存じの方は良いのですがご存じない方に対して申し上げたいと思います。それは視覚障害者の誘導用ブロックの上にシールを貼り込んでそれをカメラで撮ると、「30メートル先を左折するとトイレがあります」という案内が出ます。そして次の30メートル先のところでもう1回またカメラで撮ると「トイレは15メートル先、左側が男性で右側が女性です」とか。という案内を出せるものが「ShikAI」です。それと類似したシステムで、「NaviLens」というものがあり、これはスウェーデンで開発したのですが、例えば壁に貼ってある部分をスマホで持っているところで自動的に音声が出てきて「30メートル先にトイレがあります」という案内が具体的に出てくるというのが「NaviLens」と。もう1つは「コード化点字ブロック」というのがあるのですが、コード化というのは点字ブロックの上にシールを貼ってそれを言葉に変換するという、その技術を皆様に知っていただくためにスマホで体験していただくというセミナープラス体験会を羽田国際ターミナルで開催する予定です。

もし調布市の方で希望があれば、私に言っていただければ、参加の状況を、できるかどうかをお伝えすることができます。人数に制限があってあまりたくさん入れなくて、2日目は道路局の人に少し案内するというふうに思っていますので、30日と31日のどちらかは数名だったら大丈夫だと思います。ということを来年度にやりますので、是非と思います。

「エキマトペ」については、JR東日本等で直接個人的に聞くことも大事かもしれま

せんが、調布市でむしろ、1つの委員会で固まってみんなで聞くとか、そういう方が良いのかもしれませんが。20分くらいで話が聞けますので、そういうやり方もあると思います。

以上ちょっと挨拶に代えて情報提供というかたちで。本日もよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料につきましては、事前送付資料として

次第

本協議会の委員名簿

同じく要綱

資料1-1 A4横向きの調布市バリアフリー特定事業計画(案)

調布駅・布田駅・国領駅周辺地区

資料1-2 同じく飛田給駅周辺地区

資料1-3 同じく京王多摩川駅周辺地区及び市全域

資料2 今後の進め方について

でございます。

また、本日配布資料としまして

資料1-1 22ページの差替え分

赤い冊子 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～

こちらをご用意してございます。

なお、赤い冊子につきましては、今年度初めにお配りをしておりますので、会議終了後回収をさせていただきます。また、傍聴席には、赤い冊子の概要版を配布してございます。

皆様、資料はお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行をA会長、よろしくお願いいたします。

議題(1) 調布市バリアフリー特定事業計画(案)について

【A会長】

それでは早速議事に入りますけれども、本日の議題は2件ということです。

まず、議題(1)の「調布市バリアフリー特定事業計画(案)について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1調布市バリアフリー特定事業計画についてご説明いたします。

資料1-1は調布駅・布田駅・国領駅周辺地区、資料1-2は飛田給駅周辺地区、資料1-3は京王多摩川駅周辺地区及び市全域の教育啓発特定事業計画の案として内容をとりまとめたものになります。

昨年末の第1回協議会では、特定事業者と調整中の内容も含まれておりましたが、協議会以降、全ての特定事業者との調整が完了し、調布市バリアフリー特定事業計画(案)としてとりまとめましたので、皆様にご報告をいたします。

また、前回の協議会にて、「特定事業計画とは別に、道路などの各種別における課題が示されるとわかりやすい」といったご意見をいただきました。特定事業計画は、昨年度に検討しましたこの「調布市バリアフリー基本構想」という赤い冊子の内容を受けて作成するものですが、皆様の机上に配布しております「調布市バリアフリー基本構想」をご覧ください。こちらの21ページを確認いただきますと、本ページでは、調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の公共交通や道路、建築物等の課題や考え方として、移動等円滑化に関する事項を定めております。なお、飛田給駅周辺地区については赤い冊子の81ページ、京王多摩川駅周辺地区については赤い冊子の109ページにそれぞれ課題を示しております。この地域ごとに示されている課題や考え方を実現する上で、必要となる個別の特定事業を赤い冊子27ページから項目出しをしております。そして今年度、この赤い冊子で頭出しをしている内容に基づいて、具体的な特定事業計画としてとりまとめているのが、この資料1になります。これを基に、それぞれの特定事業者の課題を解決するための事業を実施していくことになります。

それでは資料1-1をご覧ください。資料の構成としては、いずれも1ページ目に特

定事業計画の説明，2ページ目以降にその地域ごとの各特定事業計画の目次，6ページ目に調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の重点整備地区図，7ページ目以降が各特定事業計画の内容を示しております。この資料の構成については資料1-1，1-2，1-3の3部とも同様の構成になっております。

引続き，資料1-1を例にご説明いたします。1ページ目について，調布市では，令和4年4月に「調布市バリアフリーマスタープラン」及び「調布市バリアフリー基本構想」を策定しました。これに基づき，市は積極的にバリアフリーのまちづくりを推進し，市内における移動や施設利用の利便性，安全性の向上など誰しものが利用しやすい生活環境の整備を推進していきます。バリアフリー法では，基本構想に特定事業計画を定めた場合，事業主体となる施設設置管理者等，つまり事業者には，特定事業計画の作成と，これに基づく事業実施の義務が課せられます。

ここで，例を通して説明いたします，資料1-1の7ページをご覧ください。この調布駅は事業主体は京王電鉄株式会社となっております。そして，左側の「事業の内容」にあたる4項目については，令和4年4月に調布市バリアフリー基本構想を策定する際に，市から調査をしまして，京王電鉄様側でこれから取り組む内容であったり，あるいは課題として認識していただいている項目として，「これからこれらの事業を実施します」と挙げていただいたものになります。

そして，今年度は，この京王電鉄株式会社が挙げた基本構想に定めた4つの特定事業等について，具体的に「どう実施するのか」「いつ実施するのか」など詳細な内容を，再度，各事業者にご検討いただき，これを基に，調布市にて「調布市バリアフリー特定事業計画」としてとりまとめ，7ページに掲載しています。

このように，1つの事業につき，1シートずつとりまとめを行ってしまして，各事業者がこの特定事業計画を今回作成するにあたり，基本構想段階から新たに追記した箇所は，表の真ん中から右側の項目名「詳細な事業の内容」「規模」「事業実施予定期間」「実施に際し，配慮すべき事項，検討状況，変更点など」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」や「その他の現況写真」などの項目になります。

なお，各特定事業計画に示す事業実施予定期間の表記説明は，資料1-1の1ページの下の方のとおりとなっております。なお，「検討中」となっている項目については，何をどう検討しているのかを各シート右側の「実施に際し，配慮すべき事項，検討状

況、変更点など」に記載してありますので、御確認下さい。

それでは、特定事業計画の内容について、先ほどの調布駅と道路特定事業計画ということで調布駅前広場の2つを例に説明いたします。再度7ページをご覧ください。

京王電鉄株式会社が作成した、調布駅の特定事業計画について改めて説明いたします。対象施設の概要として、地区、施設名称、事業主体、路線名を示しています。事業計画及び配慮事項について、左側の欄に、調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～に定めた事業の内容、右側及び下側にそれぞれの事業に対する「詳細な事業の内容」と「規模」、「事業実施予定期間」、「実施に際し、配慮すべき事項、検討状況、変更点など」を示しています。

番号1の「車両のバリアフリー化の推進」の詳細な事業の内容は「車両リニューアル、車両新造に併せて全車両へ車椅子スペース設置を進める。」とし、事業実施予定期間は「継続」としています。「継続」となっているので、既に整備済みの車両もある中、未整備車両についてはこれから車両新造に併せて整備していくという意味も含まれています。

また、その他のソフト事業として、番号2～4において、「教育啓発・心のバリアフリー」、「人的対応・接遇」に関する事業を位置付けています。

番号2では、「筆談器の設置を示す案内を継続して掲示」を基本構想上で挙げております。

番号3では「駅係員、乗務員のバリアフリー教育の推進」を基本構想上で挙げておりまして、詳細な事業の内容を「視覚障害者の方への声掛けや案内誘導の訓練を継続して実施するほか、訓練内容の拡充やオンラインを活用した教育方法について検討を行う」として事業実施予定期間を「継続」としております。

番号4では「エレベーター、エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー、バリアフリーの取組等を周知する情報提供の実施（広告・ホームページ等）」を基本構想上で挙げておりまして、詳細な事業の内容を「京王グループホームページにてバリアフリー化の取組について継続して周知する他、設備の利用ルールやマナーに関するポスター掲示を実施する」として事業実施予定期間を「継続」としております。以上が7ページの例としての説明になります。

次に18ページ, 19ページをご覧ください。

こちらでは調布市街づくり事業課が作成した、調布駅前広場の特定事業計画について説明いたします。対象施設の概要として、地区、経路番号、路線名称、事業主体、事業区間、道路面積を示しております。基本構想で定まっている事業計画及び配慮事項については左側に、右側にそれぞれの事業に対する詳細な事業の内容等を示しています。

番号1の「2m以上の幅員を確保し、景観に配慮した平坦でがたつきのない滑りにくい舗装の整備」の詳細な事業の内容としては「歩道舗装の実施」とし、規模は道路延長でもある250m としております。事業実施予定期間は令和3年度着手、令和7年度完了予定です。引続き2番から8番についても同様の組み立てとなっております。

番号9番の維持管理「舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理」の詳細な事業の内容としては「定期的に点検を実施」とし、規模は道路延長である250m としております。

事業実施予定期間は「継続」となっているので、継続して必要箇所の点検整備をしていくということになります。

ただ今、調布駅と調布駅前広場を例に挙げて紹介させていただきましたが、その他の特定事業計画につきましても同様の構成でシートを作成していますので、御確認いただければと思います。

なお、調布市が主体となり市全域で取り組む事業としている「教育啓発特定事業計画」につきましては、資料1-3の最終ページである35ページに掲載しています。資料1-3をご覧ください。

資料1-3の最終ページ35ページに掲載しております。こちらには「心のバリアフリー」や「障害の社会モデル」など事業実施に際し、事業主体のみならず各連携主体が理解すべき事項や、当事者参画の在り方、学校と連携する際の留意点等について位置付けています。

番号1は「総合的な学習の時間や職場体験学習等により、児童、生徒へのバリアフリーに関する教育・啓発の実施」を基本構想上で挙げておりまして、詳細な事業の内容を「令和3年度までは、オリンピック、パラリンピック教育において障害者理解と

いうテーマでバリアフリーに関する内容を指導した。また、車いす利用者等のパラリンピアンを講師として招聘し障害者理解について深めた。令和4年度以降は、学校2020レガシーとして同様の教育活動を実施していく」とし、市内公立小中学校28校で継続実施としています。

番号2で挙げております「様々な媒体・出前講座を活用した啓発活動の実施」を基本構想上に位置付けておりまして、詳細な事業の内容を「ハード・ソフト両面でのバリアフリーについて、市の様々な媒体や、出前講座を活用し、啓発活動を実施していく」とし、継続実施としております。

番号3は「不法占用物等の指導や看板等の違反屋外広告物の対策の実施」につきましては、継続実施としております。

番号4「市民や職員、従業員等を対象とした心のバリアフリーの教育・啓発の実施（障害理解、適切な対応等）」を基本構想上で位置付けておりまして、詳細な事業の内容を「各現場にて障害当事者との円滑なコミュニケーションを目指して、障害理解、必要な配慮等について研修会や講習などを適宜実施していく」とし、継続実施としています。

番号5は「エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発の推進（分かりやすい場所への案内掲示等）」を基本構想上で位置付けておりまして、詳細な事業の内容を「バリアフリー等に寄与する設備や機器等の採用」とし、必要箇所を選別し、継続実施としております。

資料1の報告については、先ほど挙げた2つの例とこちらの教育啓発特定事業の計画の説明をもって、報告は以上になります。

【A会長】

ありがとうございます。

ただ今のご説明につきましてご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

【I委員】

調布心身障害児・者親の会のIです。説明ありがとうございました。

質問です。最後に説明して下さった教育啓発特定事業計画、資料1-3のページ35について質問があります。この事業主体のところで指導室となっているのは教育

委育会の指導室ということでしょうか。一般的には指導室とだけ書かれると何かわからないので、わかりやすく書いていただいた方が良くかなと思います。

また、公民館は西部公民館しか書いていなくて、東部と北部の公民館もあったと思うのですが、何故西部だけなのでしょう。

他に市の中にはいろんな部署があると思いますので、ここが具体的にやると決められているところなのか、それ以外のところでもやるのか、というあたりを聞きたいと思います。以上です。

【A会長】

それでは、今の質問についてお答えをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【事務局】

教育啓発特定事業につきまして、指導室となっているところはIさんのおっしゃる通り、教育委員会の指導室を指しております。西部公民館ですが、市全域ではありますが、特定事業計画の生活関連施設に位置付けがあることから西部公民館をこちらに入れております。ただ市全域で取り組むものですので、西部公民館に限らず、こちらに関しては全体的に実施していくということについては変わりありません。以上になります。

【A会長】

Iさん、よろしいですか。

【I委員】

はい。

【A会長】

他にいかがでしょうか。

【A会長】

細かいことですが私の方から1つ、資料1-1の18ページ、調布市特定事業道路計

画のところでは1番の「歩道等」というところの次の文章、事業内容「2m以上の幅員を確保し、景観に配慮した平坦性でがたつきのないすべりにくい舗装の整備」。これで意味は通じるのですが、もう少し丁寧に書くとしたら、「ブロック等の平坦性の確保と、しっかり固定されたブロックのすべりにくい舗装」というような言葉の方が良いのかなと。がたつきというのは、戸ががたついているとか、あるいは誘導用ブロックが少し動いてしまうということですので、ブロックそのものとか平板とかが動いてしまうというのをがたつきと言っているのだらうと思うけれども、一般的にがたつきと舗装の面で言うのですかね。そこはいかがですか。何となくしっくりこない言葉かなと。「景観に配慮し」というのはもう当たり前のことで、「景観に配慮した平坦性」という風につながるように見えちゃうので、「景観」はいらないのじゃないか。つまり「景観の配慮はもちろんのこと」という別の文章できちっと示した方が良いのではないか。要するに簡単に言うと、凸凹のことを不陸と言いますけれども、「不陸を無くして平坦にするということが1つと、それから、様々なブロックとか平板を敷設する時にきちっとずれが生じないように敷設しなさい」ということが、ちゃんと書かれている方が良い。がたつきって何なのかな、というそういう感じがしますので、細かい話ですけれども、正確に書いておいていただく方が。意味は分かるのですが、ということです。次の計画策定時に工夫をお願いします。

【J委員】

調布市聴覚障害者協会のJです。調布駅の電車を降りたところに、ここがどこだというような駅名がはっきり表示されているかどうかちょっとわからないなと思ひまして。私の友人などが他地域から来た時に、ちょっとわかりにくいんですね。トリエが建っていますけれども、駅の名前をそのどこかに大きく表示するようなことがないのかなと。表示されているのかも私の記憶では不確かなんですが、いかがでしょうか。その辺りがこの計画に入っているのかどうかというのも気になるところです。以上です。

【A会長】

ありがとうございます。多分、電車で降りて「ここどこかな」と後ろを見て、壁と言いますか調布駅を見ると、運悪く駅名表示のところ当たらないと何処なのかが分からないというそういう御意見だろうと思ひます。これについては事務局がよろしいのか、京王電鉄の方がよろしいのか。両方でお答えしていただければと思ひます。まず事務

局の方から。

【事務局】

バリアフリーの項目としては明確に位置づけられてはいませんが、委員として京王電鉄もいらっしゃっているのです、駅に降りた際になかなか駅名が見えない場合があるといったご意見につきましては、共有させていただきます。ご意見いただきありがとうございます。

【A会長】

ありがとうございます。京王電鉄の方どうですか。

【E委員】

京王電鉄でございます。ご意見ありがとうございます。駅名の表示につきましては、ホーム側については足りないというところはもしかしたらあるかもしれませんが、所管部署等と共有させていただきたいと思います。

また、トリエというお話がございましたけれども、駅の入口には、調布駅の明示はしてございます。

また戻りますが、電車を降りる際に車内にもドア上に駅名の「今何駅ですよ」という表示を出させていただいておりますので、その部分についてもご覧いただければと思います。以上でございます。

【A会長】

ありがとうございます。おそらく、今のJさんのご質問は、ユーザーからの声でときどきそういうことに不便を感じるというのは多くの方が経験しているのですが、一方で、施設整備でどこにどの程度駅名表示を敷設するかということがなかなかたくさんできないというそういう事情の中での課題かなという風に認識しています。

したがってバリアフリーのガイドラインには書きにくいといいますが、「ここまで書きなさい」と言えないし、かと言って無いと困るけれど、ある程度は必要だけれどそれ以上の量については全く規定をしないというのがガイドラインでは混乱しているということで、これは利用者側の努力とそれから駅側の努力の接点をできるだけ合わせていくと

ということしか今の段階では課題解決の方法はなかなか見つからないな、というところがあります。

ということで、Jさん、まだ現状としてはそういう状況に置かれていますので、利用者がわかりやすい乗り方、どこにどう乗れば駅名表示にうまく当たるかという、私も後ろを見てどこなのかなというのがわからなかったですね。ただ一番いい例は、東急新多摩線で私が通っていた頃がありまして、駒澤大学の駅前はグリーンなんですよ。桜新町はピンク色なんです、桜で。桜とグリーンと、用賀は水なので、水色なんです。三軒茶屋は茶色なんです。こういう色を駅毎に変えていくというやり方を、新多摩川線は取ったのですが、それ以外の駅は地上駅も多いのでなかなかできないのですが、恐らく調布とか、いくつかの地下駅を持っているところはそれができるはずなのですが。文字ではなくて壁面全体をそういうカラーコントロールでやっていくというのも1つのやり方としては既に何十年も前からやられていますので、その辺を調布駅では用いなかった理由はなんだろうかな、というのを逆に京王電鉄の方に聞きたいところですがいかがでしょうか。

【E委員】

過去の経緯の詳細については分かりかねますが、駅はそれぞれそこまで個性を出していないというところかもしれないですが、例えば調布については映画のまちということで、駅名看板の淵にフィルムのようなデザインですとか、ちょっとした工夫ではありますけれどもそういった取組はさせていただいているということでございます。

【A会長】

ということは、京王線については、駅名と連動した色のコントロールを概念としては無かったということですね。だからそれはやむを得ないことで、無い段階でどうするかはまた今後考えていただく、というような流れだろうと思います。Jさんどうもありがとうございます。

他にいかがですか。

はい、どうぞ、Kさん。

【K委員】

調布市視覚障害者福祉協会のKといいます。

資料1-1の66ページに、ざっくりしか読めていないので大変申し訳ございません、音響式信号機について書かれてあるかと思います。順次推進していくということなんですけれども、推進していく中に、音響式信号機がいつでも使えるということを前提に推進して行っていただきたい。文字に書かれてなくても24時間使用できるような状況にしていきたいと思います。特定事業内のところでは、たづくりにおいては、開館、使える時間が9時半だったので、10時までには何とか音を出していただいています。だけれども、イトーヨーカドーとか、周りにある音声式信号機に関しては、朝8時から多分6時までしか鳴りません。それ以外の時に渡る方法がとても危険な場所もございしますので、推進の中に、押さなくても私たちは機械を持っているので、いつもピンポンピンポン鳴ってないといけないわけではないので、できれば24時間稼働していることを前提としていただきたい。残念ながら、神奈川県でもこのような事例がございまして、住民からうるさいということがありまして最終的には1時間延長ぐらいしかなかったんですけれども、視覚に障害がある人たちがいつでも動いても良いようにということ、必ず頭に入れていただきたい。

なんで私がここで言わせていただくかという、ここのたづくりの信号機の時間延長していただいたときに、調布警察の方から夜6時以降障害を持っている人が歩いているとは思ってもおりませんでしたというご意見をいただきました。今なら絶対差別解消法で取り上げているところではございしますが、私たち視覚障害者も何時でも出るんです。特に危険を避けるために、1時間でも2時間でも早く出かけて、何とか仕事場に行くとか、夜お友達と一緒に出かけるとか、色々みなさんと同じように生活しているわけです。音が出るはずなのに出不せないというところを、すごくお考えいただきたいと思っています。後ほど出てくる飛田給のところでも同じように書かれてございましたので、ここのところをよくよく心に留めていただきたいと思って発言させていただきました。以上です。

【A会長】

どうもありがとうございました。この信号機について事務局はいかがお考えでしょうか。

【事務局】

Kさん、ご意見いただきありがとうございます。事業の内容としましては、生活関連経路における音響式信号機、高齢者感応式信号機、残り時間表示式信号機の導入を推進するということですが、信号機の設置要望として色んなご意見をいただくことがあります。その中で時間制限式ではなく24時間、視覚障害当事者の方が移動するということを前提として、周囲の環境の調整もあるんですけれども、そういったことを踏まえた上で、警察と共有していきます。ご意見ありがとうございました。

【A会長】

どうもありがとうございます。これについては共生社会という流れが大きく来ていますので、合理的配慮を欠いているという風に位置付けて良いというかたちに私は見えています。

と言うのは、24時間、やはり視覚障害者が一般の人と同じように生活できる環境を奪っているわけですから、警視庁等を含めて、これから先もう少し真剣に検討して、AI技術がここまで進歩しているので、簡単にできるはずの部分ですね。視覚障害者が来た時に鳴るというようにすることもできるし、あるいは人が通った時に検知して鳴るようにすることもできますので、かなりの精度で行けると思います。例えば私たちが毎日使っているSuicaなどは本当に0.2秒で検知できるわけで、それも10cm幅のところ検知できるということと、そういうことがここまで技術が発達しているのに信号機だけがそれができないという時代じゃないので、ガイドラインとして「今後こういうものをつけなさい」というような流れはいずれ来ると思いますので、ぜひ早めに努力をする体制を警視庁と相談してやられることをお勧めしたいと思います。

Kさん、現在のところは残念ながらこんな書きっぷりですが、これは書くこと自体がある意味で共生社会を認めていないような書きっぷりがあるので、これについては調布市としては共生社会、いわゆる差別のない社会という流れからすると誤りですので、合理的配慮を欠いているということをしつかり頭の中に置いて書いた方がよしいのかなと思いますので、そこは警視庁とよく相談をしてください。

【K委員】

ありがとうございます。

【A会長】

他にいかがですか。

【I委員】

調布心身障害児・者親の会のIです。

前回かなり発言してしまったんですが、やはりずっと言っている歩道の歩きやすさということについてはぜひとも改善していただきたいということで、発言します。

事業の内容で言うと、いろんなところに出てくる「歩車道境界の段差 1cm 程度への整備」とか、先ほどご意見が出ました歩道の平坦性の確保ですとか、交差点のところで車いすが滞留できる平坦な部分を設けて、というようなことだと思います。

具体的にここでお聞きしたいのは、調布駅北口のパルコの北側にある交差点のところです。資料1-1の51ページで、旧甲州街道だからだと思うんですけども、北多摩南部建設事務所のご担当で、そこには交差点そのものの歩きやすさの改善に言及がなくて、困ったなと思っていました。すると、資料1-1、ページ53で調布市街づくり事業課が事業主体としてそのあたりのことをやってくれるのだろうかとも思いました。なかなか資料だけでは読み込めなかったので、北多摩南部建設事務所さんと調布市の協力でやってくれるのかお聞きしたいです。また、ページ53の写真に載っているのは、旧甲州のパルコ側のところだけだと思うんですけど、反対側の西友側の交差点や歩道も歩きにくいので、それも含めた計画をしてくださっているのか。せっかくこの事業を具体的にしていくので、どの程度のプランがあるのかというようなこともお聞きしたいです。以上です。

【A会長】

空間的に私は認識をあまり十分にしていないのですが、これについてご意見いただきましたので、どうぞ。

【L委員】

東京都北多摩南部建設事務所補修課長, Lと申します。I委員のご意見に対して回答をさせていただきます。

旧甲州街道のパルコ, 西友付近につきましては, 都道ではあるんですけども, 現在調布市さんの方に委託をしますスキームの中でこのエリアの整備を進めることとしまして, 現在設計の段階になっています。今後数年後に北口付近の交差点の整備に取り掛かるということで東京都から調布市さんの方に協定でもってお願いしているところでございます。といったスケジュールで進めさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【U委員】

調布市の都市整備部のUです。I委員の方からありました53ページの方, 庁舎のまちづくり事業課の方で記載をしている内容になりますが, こちらの方今L委員の方からありましたように旧甲州街道は都道ではありませんが, 調布市の方で今のパルコさん, それから西友さんの前のスクランブル交差点から西側を降りると調布駅西交差点というのが市役所の前から旧甲州街道に向かうT字路ですが, その間については市の方で整備をするということで進めています。具体的には, 今写真が付いているパルコさんの前のところの歩道を若干少し狭める方向で, 西友側の今歩道が狭いところが逆に広がる形態を考えています。こちらの工事を, 駅前広場の整備が令和7年度整備完了ということで進めていまして, その令和7年度に同じようなタイミングでこの旧甲州街道部分も工事が完了できるようなスケジュールで考えております。53ページの表のところに完了の年度というのが令和7年度とありますが, 実際令和7年度の整備完了に向けて先ほどの設計作業を東京都さんと調整しながら進めているということでございます。内容については以上になります。

【A会長】

ありがとうございます。Iさんよろしいですか。

【I委員】

はい。

【A会長】

他にいかがでしょうか。Jさんどうぞ。

【J委員】

調布市聴覚障害者協会のJです。先程の音の案内のある信号機の問題についてご意見をさせていただきます。聞こえる方の場合には音を聞いて歩行することができますけれども、聞こえない場合には、なかなかその音で歩くことはできないので、例えばあと時間がどれくらいあるか、カウントダウンするような、何か見てわかるような、音の案内と同時にあとどれくらいで信号が変わるといような信号の時間についても一緒に載せてもらえるとありがたいと思います。あと残りが3分なのか2分なのか、もっとたちまち変わってしまうのか。聞こえないために、信号がどれくらいの速さで変わるといのがわからず、常に気持ちが慌てながら走ったりしなくてはならないので、その音の出る信号というのが開発される時に合わせて頭に入れていただければと思います。以上です、ありがとうございます。

【A会長】

どうもありがとうございます。

確かに、音の信号は視覚障害者の人たちが安全に渡るためにどうしたらいいかという命に関わる可能性が高いですね。信号が早い遅いの点については渡って良いものかどうかを判断する、そういうところだろうと思いますので、ここはお金がたっぷりあればそういう整備をしていただきたいということになるだろうと思います。

これについて事務局、何かご意見ございますか。あるいは現場の道路関係の人。

【事務局】

ご意見いただきありがとうございます。

仰っている視覚障害がある方に対しての音響式や、目で残り時間を確認するタイプの残り時間表示式信号機の導入も、バリアフリーの計画の方には位置づけております。ですので今回、改めてそういうご意見があったということにつきましては警察の方としっかり共有いたしまして、音響式信号等と合わせて導入を検討してまいりますので、よろしく願います。ご意見いただきありがとうございます。

【A会長】

Jさん、それでよろしゅうございますか。

【J委員】

はい、わかりました。

【A会長】

どうもありがとうございました。他にいかかですか。

ではどうぞ、Hさん。

【H委員】

色々意見がありましたけれども、私は現在車いすを使用していて、歩けない、もっと松葉杖で歩いていくと、歩いていけない、そういう状態ですので、我々障害者をもう少し考えて道路を作っていただけると大変喜ばしい。そういうことで私の意見を終わります。

【A会長】

Hさんからは、やはり車椅子や松葉杖の人たちが歩くについて、まだまだ歩行空間が十分にきちんとできていないと思いますので、これについてももう少し整備をよろしく願います、という意見です。どうもありがとうございました。他に何かございますか。

Iさんどうぞ。

【I委員】

調布心身障害児・者親の会のIです。

歩道のことでもう1点、資料1-1、50ページに、甲州街道で、「歩道の有効幅員の拡幅の検討」ということで、結構具体的に「車道幅員も含めた幅員の検討が必要」とか完了は令和7年度ということになっています。非常に関心があるところですので、具体的にはどのようなことを予定されているのか教えていただきたいと思います。

先程、旧甲州街道のところで説明をいただいて、とてもうれしく思いました。普段不便に思っていることをこういう風に解決しようとしているというアナウンスをぜひ積極

的にしていただきたいです。同時に、変えたときにまた不便になっちゃったということが無いように、変える時に不便を感じている人たちの意見を積極的に聴いてほしいと思います。50ページの甲州街道のところについてもぜひ計画を教えていただければと思います。

【A会長】

ありがとうございます。車道を含めた計画はいったいどのようになるのだろうということです。これについては事務局か施設課かそれとも道路管理課ですか。今答えられないようでしたら後でも全然問題ないので、少し時間が必要ということですので、あとでこれについては紙面等でお答えいただければと思います。

他にいかがですか。はい、どうぞ、Kさん。

【K委員】

調布市視覚障害者福祉協会のKです。96ページのホテルのところでは。視点がずれていたらごめんなさい。今私たち視覚障害者が困っていることの1つで、ホテルを予約する際にネットで予約をしてください、電話での予約がなかなかできない、探すのがとても大変という状況にあります。ネットできる方は良いんですけども、私みたいにネットで宿泊予約ができない人にとって、合理的配慮というところで、せめて調布市に視覚障害者の方だけじゃなく、ネットができない障害者が宿泊をする際、電話でも可能であることを、このどこかに入れていただければと思います。以上です。

【A会長】

ありがとうございます。

恐らくインターネットが使えないような人たちが困る類ですけども、これについての対策がなかなか不十分だと思いますので、ぜひ、そういったことも含めて、ユーザビリティという観点ですので、よろしく願いしますというご意見です。Kさんありがとうございました。

他にいかがですか。

それでは、次に行きたいと思います。

「今後の進め方について」ということで、事務局からお願いしたいと思います。資料

2ですね。

議題(2) 今後の進め方について

【事務局】

では、資料 2 について、説明をいたします。

資料 2 には、今後の進め方として書かれております。

今年度につきましては、協議会委員及び各施設の施設設置管理者等のご協力のもと、「調布市バリアフリー特定事業計画」の作成を今年度をもって行いました。

次年度以降は、以下の推進体制・活動内容、資料に書かれている活動内容を基本といたしまして、特定事業計画に基づく事業実施と、事業の進捗管理を行うとともに、マスタープラン及び基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項(バリアフリー方針等)などについて、生活関連施設の施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や市民に広く周知・啓発をしていきます。

その中、推進体制については、次年度もこれまでと同様に、協議会を中心として、特定事業計画に基づく事業の進捗管理や、施設設置管理者等と市民部会委員が連携した取組を実施しまして、マスタープラン及び基本構想の実現に向けた検討を進めてまいります。

活動内容について、協議会では、これまでと同様に、市民、学識経験者、商工関係者、福祉関係者、公共交通事業者、行政関係者等で構成し、マスタープラン及び基本構想の推進や特定事業計画の進捗管理等に関して協議・調整を行ってまいります。

特定事業計画の進捗管理では、施設設置管理者等や行政関係者が連携し、事業の進捗管理を行い、事業状況を把握してまいります。

施設設置管理者等と市民部会委員が連携した取組につきましては、今年度の市民部会にて検討した内容を資料2に記載しております。内容としては、事業種別ごとに、施設設置管理者等と市民部会委員が連携し、特定事業等の活動状況の報告ですとか、市民の方の要望ですとかそういったことを適宜意見交換する場を必要に応じて設けたいと考えております。また、特定事業計画の内容や進捗状況を踏まえ、施設設置管理者等・市民部会委員による整備方法の確認ですとか、必要に応じた

まちあるきの実施ですとか、整備方法や配慮事項等について共有を図る機会を設けたいと考えております。

次年度以降につきましても引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後の進め方についての方法については、以上になります。

【A会長】

ありがとうございます。これについてご意見等ございましたらお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

Iさん、どうぞ。

【I委員】

親の会のIです。この書かれている活動内容はそのとおりだと思うんですけど、まちあるきですとか会議をどのくらいの頻度でやろうとしているのかというところが気になります。

マスタープランとか基本構想の改定がある前は、年1回しかバリアフリー協議会が開かれていませんでした。そこで、こういう進捗状況です、と報告されて気になったところを発言して、次の会議がまた1年後という感じだったので、それではせっかく会議をやってもなかなか反映されないのではないかという思いも非常に残りました。その後、基本構想などの改定があったので年何回か会議を開いていただいたり、まちあるきもありました。

調布駅前も引き続き、事業の計画があつたり先ほど伺った旧甲州のところの計画などもあると思うので、もう少し積極的に懇談をしたりまちあるきをする機会があると良いなと思います。今予定されているものがあれば教えてください。

【A会長】

ありがとうございます。

頻度が少ないとなかなか理解ができないのもうちよつと頻度を増やしてくださいというのと、今後やるべき課題があるとしたら教えてくださいとのことですので、いかがでしょう。

【事務局】

会議の具体的な回数はまた検討していきたいと思っておりますが、市民部会、協議会等、年の中で少なくとも1回程度は開催されるように考えております。その他、昨年から基本構想あるいは特定事業計画など、その進捗管理が必要でございますけれども、この辺りは作成したばかりということもございますので、色々な課題などを取り上げて取り組んでいきたいという風には考えてございます。

【A会長】

ありがとうございます。Iさんこれでよろしいですか。

【I委員】

はい。

【A会長】

他にご意見いかがですか。どうぞ、Hさん。

【H委員】

意見ということですが、この絵を見ると階段が2つ3つ、それとエレベーターが2つ3つ、資料1-2のエレベーターが1つ、それとエレベーターが1つ、それと階段が2つありますけど、2つとも使えないと我々は使えないということを言っておりますけれども、この辺をどういうふうを考えているかお聞きしたい。

【A会長】

エレベーターがある所と階段がある所はどういう対応をされるのですか、というそういう御意見なんですけれども、場所がどこなのかが分からないので、何ページなのか、というところを教えてくださいませんか。

【事務局】

補足させていただきます。資料1-2のページ番号が46ページですね。知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいるの件でご発言をされています。

【A会長】

これについてはいかがですか。

【事務局】

障害福祉課が主体として担当している知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいるという施設に関してですが、エレベーターの、聴覚障害者の緊急時等の対応のために戸はガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるように整備をするということで、入所棟の1基と通所棟の1基の合計2基を令和5年に着手して令和7年度に完了予定ということで記載をしております。実際にどこから見てこの位置、という具体的な絵の説明ができないところは申し訳ないですが、計画上で定めているところとしては各棟の、入所棟の1基、と通所棟の1基と、扉ですと入所棟の中では内扉1と外扉4、通所棟の1基の中では内扉1と外扉2ということでこちらで書かれております。あと階段につきましては、カラーユニバーサルデザインに配慮し、段鼻を識別しやすいように整備するというので、記載の通りとなりますが、こちらにつきましては、もう一度、障害福祉課に確認いたします。

【A会長】

入所棟ではエレベーターの扉を交換する、通所棟でもエレベーターの扉を交換する、そういうことですね。階段については写真を掲示したというそういう位置づけですね。

【事務局】

そうですね。

【A会長】

バリアフリーは入所者に対して、あるいは通所者に対して対応しています、ということですので、大丈夫だと思います。どうもありがとうございました。

他にいかがですか。よろしいですか。

Cさんどうぞ。

【C委員】

市民委員のCと申します。

私もIさんの意見と同様に、バリアフリー推進協議会の開催の間隔が以前やっぱり1年に1回で、進捗状況を聞くということが主になってしまっていたという印象がありまして、この何年かは2回、まちあるきを含めると複数回ということになっていると思うんですけれども、私ももちろんそうですけれども、今現在ここに参加していらっしゃる事業者の皆さんもそうだろうと思いますし、特にKさんやJさんやIさんというかたちで大きく障害の分野が違う方たちが集まって、ここで聞く意見は大変貴重だと思うんですね。私も市民委員の1人として参加していますけれども、基本的にはやはり資料をよく見て、そして色々考えて、会を代表されている方はもちろん会の方の意見などもまとめて出席していらっしゃると思います。その中で私たちは責任をもって発言していますし、責任をもってその事業を見届けたいという風に思っています。自分の住む街ですから、より良いものになるようにと思って参加しているので、私たちの発言や代表する意見などがきちんと反映されて、見届けるところまで、私たち自身も参加できるようなかたちをやはり増やしていただきたいというのが、参加している者の意見だと思います。あまりにも後手後手になりがちですので、そこがもう少し改善して事業者の方と調布市と一緒に進めていけているという感覚があればな、という風に思います。少しエラそうな意見で申し訳ありませんけれども、以上です。

【A会長】

ありがとうございます。非常に財政的に開催が難しいということであれば、少し工夫をするという手はありますね。国土交通省で評価会議を年に2回くらいしかやらないのですが、地方は1回しかやらない、2回の中に、障害当事者たぶん10団体以上を3つくらいに分けて、それぞれ2回ずつくらい意見を聴いているんですね。その結果で政策をまとめていくというやり方をとっていますので、調布市としては、今IさんやCさんが仰ったように、頻度が長いと何だか分からなくなるということがありますので、意見を聞く会を途中で作るということが、少し必要性があるんじゃないかという風に、皆さんの意見を聴いて感じますので、出来ればお金がかからないで意見を聴く方法というのを少し考えてみたらいかがでしょうか、というのが皆さんのご提案の1つだと

思いますので、よろしくお願いいたします。

他にご意見いかがでしょうか。

どうぞ、Kさん。

【K委員】

調布市視覚障害者福祉協会のKです。

お金がかかるかどうかというところなんですけれども、膨大な資料を私はいつも耳だけで聞いているので、ちゃんと読み込めないというのが現状なんです。ある委員会では私のために前日か何日か前でも ZOOM でご説明いただいているところがございます。そういう読み込み切れないと質問もいい加減になってしまいそうだし、かといって代読で図書館の方に読んでいただいたとしても理解できない方に読んでいただいても私には届かないのかな、という風に思います。できれば回数が少なければ少ないほど、視覚障害のところだけでも、前もって事前打合せ、読み込みをしていただくとありがたいかな、という風に私個人で思っております。すごいわがままな願いをいたしました、以上です。

【A会長】

ありがとうございます。おそらくこの資料はすごく分厚くて、同じような類のことを事細かく整備の方法を書いていると思うんですね。これをうまく伝える方法を行政の方も考えてみたらどうでしょうかね。確かに事業計画でこれを他の人に読んでもらっても見当つきませんよね。空間、場所と一致しないと何を言っているのかさっぱりわからないということがございますので、多分調布駅だったら調布駅を丁寧に説明するのは現場を見ないと分からないので、現場を歩きながら説明するということを、全部とは言いませんが少しあると良いですね、というのがKさんの状況から考えるとそれがベストだろうと思います。これは次回に向けて、視覚障害をお持ちの人に対してどのように説明をするかということを考えておかれると良いと思います。特に他の行政では、事前説明を口頭でして、質疑応答型でやれるというのが1つあると思うのですが、そういうやり方をやって、その上でどうしても難しく分からない部分は現場でお話をするという体制でも良いと思いますので、何らかの工夫が少し必要かなというのがKさんの御意見からわかると思いますので、これも合理的配慮ということですので是非そういうこと

も考えていただければと思います。

Kさん、どうもありがとうございました。

他にご意見はよろしいですか。

はい、どうぞ、Jさん。

【J委員】

調布市障害者協会のJです。バリアフリー推進協議委員会に私も参加してもう6年目になりましたけれども、昔は今と違って、市政ができた10年後に調布市に私は引っ越してまいりました。その時にはまだまだ調布市外中で田畑がたくさん広がっていたような状態でした。様々な建物や施設もばらばらにありましたが、身体障害者協会が一緒になって活動していました。

まちのそばの公民館や市役所、グリーンホールや福祉センターなどがありますが、とても不便な場所で障害者の要望も個人個人で交渉して進めていくという状況でした。それが今はバリアフリー推進協議会ができ、それ自体はとても良いことだと思っています。6年間の活動の中で一番問題だと思っていたのは、道路を走る自転車の問題ですね。人が増えて、そこに一緒に自転車も通っていくので、様々な障害者が本当に歩きにくい状況でこれが問題だと思っています。これについても要望を出しているんですけども、なかなか駅のそばの自転車が壁に並べられているような状態で歩きにくいとか、混雑をされていてスムーズに歩きにくいというような状況で、今だいぶ整備はされてきたと思っ少しは安心するところもあるんですが、更にこの委員会で、ずっと続けて皆さんの意見をいただき、協力しながら意見を出し合いながら、共に調布市の良い福祉のまちづくりを、市民が安心して生活できるようなまちづくりを進めていただければと考えています。もう本当に私の心からのそれが願いでございます。以上です。

【A会長】

ありがとうございます。安全で安心して住める調布市をつくるためにこの委員会はぜひ頑張っていたいただきたいという声援という風に受け止めたいと思います。Jさん、どうもありがとうございました。

そろそろこのくらいでよろしいですか、まだご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。無いようでしたらこのくらいにさせていただきますと思います。

【J委員】

Jです。特に、障害の人たち、みんなそれぞれ違いますけれども、「共に生きている」と「共生している」と、そこも本当に考えて、これから進めていっていただきたいと思います。健康というのはお金では買えない大事なものですし、障害者へのお力添えをいただくということも必要なことだと思いますので、これからのことも大変な仕事ではあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

【A会長】

ありがとうございます。

ほぼ皆様の様々な議事は終了しましたので、バリアフリー特定事業計画については、このあと所定の手続きを経て、ようやく策定ということになります。本日は次年度の協議会などの進め方についても、議論いただきました。

それでは、事務局にお返ししますのでよろしく願いいたします。

閉会

【事務局】

バリアフリー特定事業計画につきましては、このあと市の所定手続きを経まして、策定いたします。

次に、委員の皆様の任期につきまして、お伝えさせていただきます。

今月末をもちまして、皆様の委員任期が満了となります。

これまでの間、バリアフリーマスタープランや基本構想の策定、まち歩き点検など、大変御多忙の中、皆様方に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

新年度に入りましてから、各団体様宛てに改めて委員推薦の依頼をさせていただきます。また、市民委員につきましても、公募のかたちで再度市報などによりお知らせをさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【A会長】

ありがとうございます。これで、全ての議事が終了しましたので、長時間御協力いただきありがとうございます。

以 上